

排出事業者の皆様へ

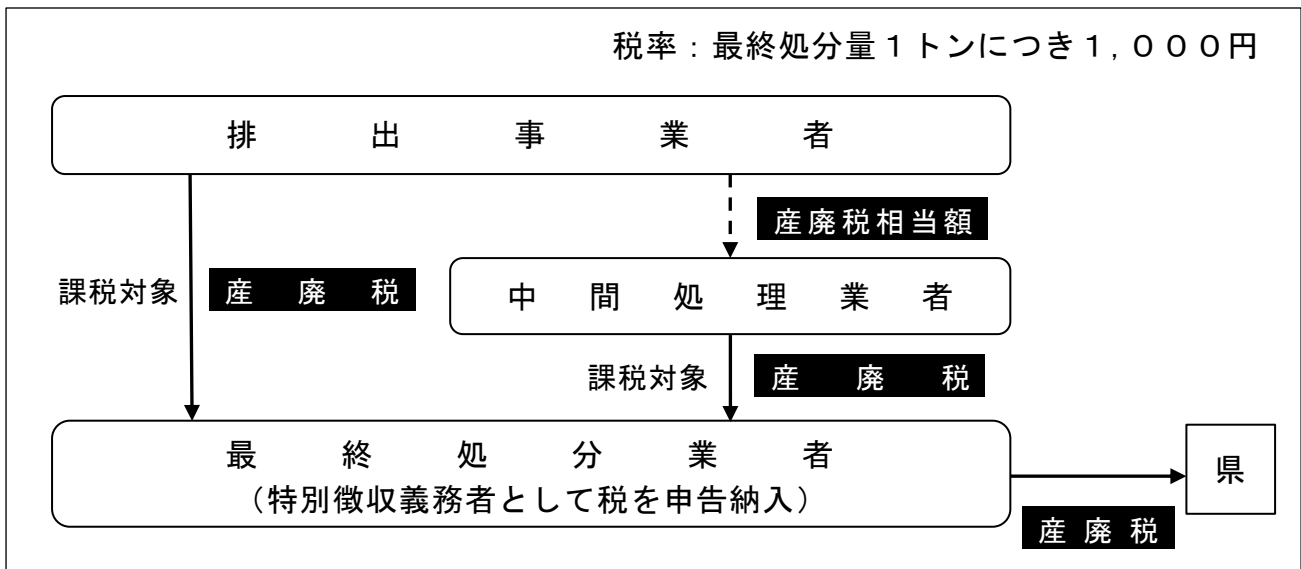
産業廃棄物税の継続について

山口県産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量、その他その適正な処理の促進に関する費用に充てるため、平成16年4月から山口県が独自に課税している法定外目的税です。

前回(平成25年度)の検討から5年目を迎え、条例の規定に基づき施行の状況等について検討を行ったところ、産業廃棄物税は**産業廃棄物の排出抑制等に効果**があり、**税収を活用した事業も有効**と認められることから、今後も引き続き**現行制度での課税を継続**することといたしました。

排出事業者の皆様には、適切な産業廃棄物税(相当額)の御負担について、引き続き御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○ 税のしくみ



- ・ 最終処分の委託 … 最終処分量1トン当たり1,000円の産業廃棄物税を処理料金に併せて御負担いただきます。
- ・ 中間処理の委託 … 中間処理業者は、中間処理後に残った最終処分重量に応じた産業廃棄物税を最終処分業者に支払いますので、排出事業者は、その産業廃棄物税に相当する額を中間処理料金の一部として御負担いただくこととなります。

山 口 県

○ お問い合わせ先

★ 税の仕組みについて：総務部 税務課 課税班

TEL: 083-933-2277 FAX: 083-933-2299 E-mail a10700@pref.yamaguchi.lg.jp
ホームページ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10700/sanpai/sanpai.html>

★ 税の用途等について：環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 広域指導班

TEL: 083-933-2983 FAX: 083-933-2999 E-mail a15700@pref.yamaguchi.lg.jp
ホームページ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/04sanpaizei/index.html>

○ 税の活用実績

産業廃棄物税は、公共関与広域最終処分場やリサイクル施設の整備への支援などに活用されています。

◇ 公共関与広域最終処分場の整備

⇒ 東見初処分場（宇部市、平成20年11月～）、新南陽処分場（周南市、平成26年4月～）

◇ リサイクル施設整備への支援（計35件）⇒ 処理能力の向上185千トン/年(H16～29)

◇ 夜間・休日パトロールなどの監視活動 ⇒ 不法投棄等の未然防止・早期発見

◇ リサイクル製品の認定などの普及啓発 ⇒ 認定製品数152(H15) → 329(H29)

○ 産業廃棄物の状況

税導入による排出抑制効果と相まって、税導入前と比べ、排出量が約1割、最終処分量が約6割、それぞれ減少しています。

(単位：千t)

	H15(税導入前)	H27	H27-H15	増減率
排出量	8,752	7,939	▲813	▲9.3%
最終処分量	766	333	▲433	▲56.5%
リサイクル率	45.3%	55.5%	+10.2% <small>※</small>	-

○ 排出事業者への意識調査の結果

「税制は効果的な産業廃棄物対策である」との回答が約8割となっています。

◇ 税制度の継続は妥当 78%

◇ 新たな税活用方法に期待 46%

「新技術等を活用した3Rの取組」や「後継の公共関与最終処分場整備」への支援等

【これからの税活用の方向性】

- ◎ 廃棄物の3Rや地域循環圏の形成など、次世代を担う資源循環型産業の強化
- ◎ フードバンク活動支援や不法投棄対策など、循環型社会づくりの推進
- ◎ 後継の公共関与最終処分場の整備の促進